

<クレジットカード払に関するご確認事項>

クレジットカード払にあたり、以下の内容をご確認ください。

- (1) 選択した契約プラン毎で設定された保険料につき、指定カードで、指定カードのカード発行会社の規約に基づき支払うこと
- (2) 会員から株式会社USENに申し出をしない限り、契約期間中は継続して保険料を指定カードにより支払うこと
- (3) 会員は保険料の決済を中止する場合、株式会社USENへ電話連絡にて申し出ること
- (4) 株式会社USENは、申込書記載の会員情報を保持すること
- (5) 指定カードの会員番号または有効期限に変更があった場合、会員は遅滞なく株式会社USENにその旨を連絡する義務を負うこと
- (6) 指定カードのカード発行会社により、会員が株式会社USENに届け出た会員番号または有効期限が更新された場合であっても、会員は、請求された保険料相当額を支払うこと
- (7) 指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、会員に事前に通知することなく、新しい会員番号や有効期限がカード会社から株式会社USENに通知されること
- (8) 会員は、指定カードのカード発行会社の規約に定める事由に該当した場合には、指定カードのカード発行会社から、指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議を述べないこと
- (9) カード会社の株式会社USENに対する保険料にかかる債権買取代金または立替払金の支払いが行われない場合、その理由の如何を問わず、会員は、保険料の決済によらず、少額短期保険にかかる契約に定める方法で保険料の支払いを行うこと
- (10) 株式会社USENが会員に対して取得する保険料につき、その発生の都度、株式会社USENからカード会社に債権譲渡、または、カード会社から株式会社USENに立替払いがなされること
- (11) 理由の如何を問わず、カード会社から株式会社USENに対して保険料にかかる債権買取代金の支払いまたは立替払いが行われなかった場合には、以後、将来において発生する保険料について、株式会社USENからカード会社に対する債権譲渡が行われない可能性またはカード会社から株式会社USENに対する立替払いが行われない可能性があること、また、仮に債権買取代金の支払いまたは立替払いが行われた場合には、株式会社USENからカード会社に対する債権譲渡または株式会社USENとカード会社間の立替払契約が取消し、もしくは解除される場合があること
- (12) 株式会社USENまたは株式会社USENが委託契約等を締結する適格業務代行会社がPCIDSSの認証を得ていること
- (13) クレジットカード払における紛議においては、USEN少額短期保険株式会社が全責任を負って適切な対応を行うこと

株式会社 USEN